

の貢献量(県内の事業所が、温室効果ガス排出削減に貢献した量)を試算(※)すると、およそ47.4万t-CO₂、地域の温室効果ガス排出量の約3.9%に相当する値となりました。

◆事業活動を通じた低炭素社会づくりのイメージ



※記載をもとに換算可能な取組のみを算定したものであり、本県産業全体に拡大推計したものではありません。また、結果は実態と比較して過大評価・過小評価のどちらの可能性もありうるものです。

●貢献量評価に基づく「しが発低炭素ブランド認定」

<温暖化対策課>

平成30年度から、CO₂削減に貢献する優良な製品やサービス等を「しが発低炭素ブランド」として認定し情報発信を行うことで、社会全体でのCO₂削減に大きく貢献する優れた製品等の社会への普及を後押ししています。

令和元年度は、低炭素社会づくりに貢献する各社の技術が駆使された3製品を低炭素ブランドとして認定しました。

◆令和元年度しが発低炭素ブランド

- ・ 高効率インダクションライト(無電極照明)
(アルテスラ株式会社)
- ・ 大型貫流ボイラ「イフリート」ボイラ効率99%対応
(川重冷熱工業株式会社)
- ・ デュアルフューエル機関
(ダイハツディーゼル株式会社)



ブランドロゴマーク
『しがから低炭素社会の花を咲かせよう』

●滋賀エコ・エコノミー推進事業

<温暖化対策課>

環境と経済が両立した環境成長経済の実現に向けて、本県経済界と本県が協働して、平成19年度より「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」に取り組んできました。

このプロジェクトでは、県内企業等からの資金の任意拠出により「しが炭素基金」(最終196社)が拠出)を創設し、低炭素社会を形成していく事業を促進してきました。「しが炭素基金」による取組は、平成26年(2014年)4月に公益財団法人淡海環境保全財団へ引き継がれ、滋賀エコ・エコノミー推進事業として、同財団が中心となり取り組んでいます。

令和元年度は、低炭素社会の実現に向けた事業者向けセミナーの開催や出前講座のほか、しが発低炭素ブランド認定等の情報発信を行いました。

●滋賀応援寄附の推進

<企画調整課>

ふるさと「滋賀県」を応援したい方の思いに伝えるため、「滋賀応援基金条例」を制定し、県内外の方からの寄附の促進に努めています。いただいた寄附は、琵琶湖の環境保全などに活用しています。



こちらのQRコード(外部サイトにリンク)から、寄附をお申込みいただくことができます。



●環境こだわり農業の推進

<食のブランド推進課>

■環境こだわり農業の普及拡大

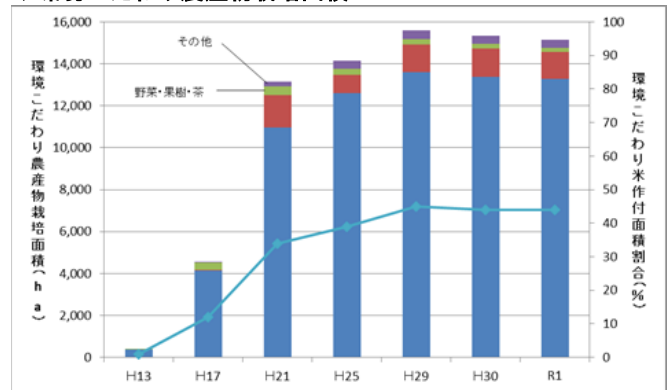
平成15年(2003年)に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定め、平成16年度からは、県や国の支援制度により、環境こだわり農業に取り組む農業者に経済的支援を行ってきました。



令和元年度には、環境こだわり農産物栽培面積は15,136haに達し、このうち水稲では作付面積の44%で取り込まれるまで拡大しました。面積の拡大に伴い、県内の化学合成農薬の使用量は平成12年(2000年)と比べ、約4割減少しています。

引き続き、環境こだわり農業が本県農業のスタンダードとして定着し、継続されるよう推進していきます。

◆環境こだわり農産物栽培面積



※環境こだわり農産物栽培面積：生産計画認定時の面積

■環境こだわり農産物の流通拡大

環境こだわり農業の一層の拡大のためには、広く利用・購入される必要があります。

消費者に積極的に環境こだわり農産物を選んで買っていただくために、環境こだわり米こしひかりの新パッケージを周知するTVコマーシャルを放映し、県内のみならず、京阪神の消費者へのPRも行っています。



みずかがみ

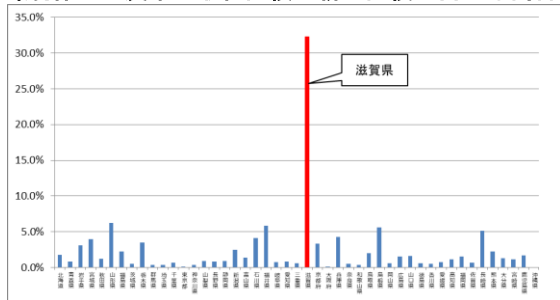


環境こだわり米こしひかり

■「日本一」の取組面積

これまでの取組の結果、環境保全型農業直接支払の取組面積は14,366ha(R1)で、耕地面積の32.3%を占め、取組面積の割合で全国1位です。

◆環境保全型農業の取組面積が耕地面積に占める割合



●世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

<農村振興課>

農地や水路などの農村の地域資源は、農業生産だけでなく農村地域の豊かな自然環境や美しい景観を形成するなどの多面的機能を有しています。しかし、過疎化・高齢化などに伴う集落機能の低下により、これらの資源の適切な保全管理が困難になってきています。

このため、農村の地域資源や豊かな生態系、美しい農村景観などを保全するために地域が主体となって取り組む共同活動や、老朽化した農業用施設の補修・更新等の活動に対し「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」により支援しています。

令和元年度は、35,746haの農地を対象に活動が行われ、農業・農村の有する多面的機能が守られています。

●農村地域住民活動支援事業

<農村振興課>

豊かな田園空間や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、農業者だけでなく非農業者を含めた農村地域住民と行政などとのパートナーシップによる農村の環境保全の取組が求められています。

このため、活動に取り組む地域リーダーの育成、活動組織等への専門家の紹介などを行っています。

令和元年度は、世代をつなぐまるごと保全向上対策の活動組織等を対象に、植物・昆虫・魚類の生態系保全について研修会を行うなど人材育成を図っています。

トピックス

琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業が「日本農業遺産」に！

環境にやさしい持続的な営みとして「世界農業遺産」にも申請中です <農政課>

琵琶湖の伝統漁業や、琵琶湖から魚が産卵にやってくる「魚のゆりかご水田」、水環境や生態系の保全に寄与する環境こだわり農業や水源林保全など、滋賀の風土と歴史の中で生み出されてきた「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業」が、「琵琶湖システム」として2019年に「日本農業遺産」に認定されました。

こうした環境にやさしい持続的な営みの重要性をより多くの人に知ってもらうため、「世界農業遺産」の認定も目指しています。



湖魚が産卵にやってくる「魚のゆりかご水田」



伝統的な「エリ漁」と多様な生きもの

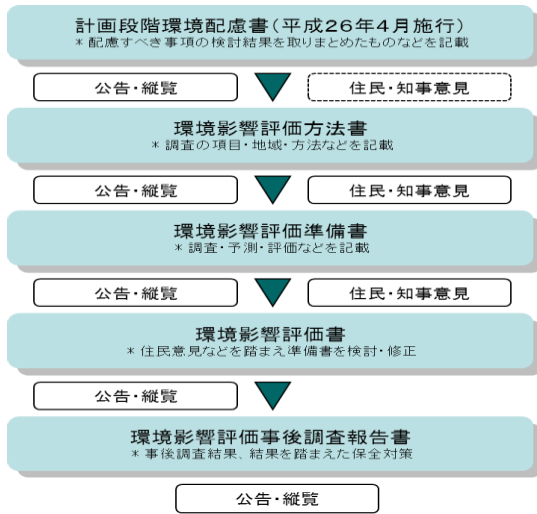
世界農業遺産 (GIAHS) とは…伝統的で持続的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要なシステムを、国連食糧農業機関 (FAO) が認定する仕組みです。日本農業遺産は、農林水産省が認定する国内版の制度です。

●環境影響評価制度

<環境政策課>

大規模な開発事業などが環境に与える影響について、事業者自らが大気質、騒音、水質、生態系、文化財などの項目ごとにあらかじめ調査・予測・評価を行い、環境配慮を図る制度です。

◆手続きのあらまし



事業者は、法や条例で定める配慮書、方法書、準備書などの各段階で公告・縦覧などにより情報を公開し、提出された意見を踏まえ、環境に配慮して事業を進めます。

法や条例の制定前のもも含め、令和元年度末までに83件の事業について手続きが実施されました。そのうち令和元年度には2件の手続きが開始され、2件の配慮書と3件の方法書に対して知事意見を述べました。

湖国の景観・文化遺産の保全

●風景条例に基づく景観施策

<都市計画課>

琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある風景を守り育てるため、昭和59年(1984年)に「風景条例」を制定し、建築物等の景観誘導や、住民主体の景観まちづくりを支援する近隣景観形成協定制度の推進等に取り組んできました。平成16年(2004年)の「景観法」制定以降、景観行政団体へ移行した13市では、県条例の理念・施策をベースに、各地域の状況に合わせたよりきめ細やかな景観施策が展開されています。

また平成21年(2009年)には「滋賀県景観行政団体協議会」を設立し、広域的景観や歴史的街道景観の形成に向けて、県内の景観行政団体が連携して取り組んでいます。

●文化的景観の保護と活用

<文化財保護課>

本県には人々の営みと琵琶湖の織りなす地域特有の景観が現在まで残っています。このような景観は「文化的景観」と呼ばれるもので、その中で特に優れたものは、国が「重要文化的景観」として選定しています。本県では、「近江八幡の水郷」、「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」、「高島市針江・霜降の水辺景観」、「東草野の山村景観」、「菅浦の湖岸

集落景観」、「大溝の水辺景観」が選ばれています。また平成30年(2018年)には「伊庭内湖の農村景観」が新たに選定されました。

本県では「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」(平成23年(2011年)3月)を作成し、こうした文化的景観を文化財として保護し、活用する取り組みを進めています。



重要文化的景観
伊庭内湖の農村景観
(東近江市教育委員会提供)

●棚田保全ネットワーク推進事業

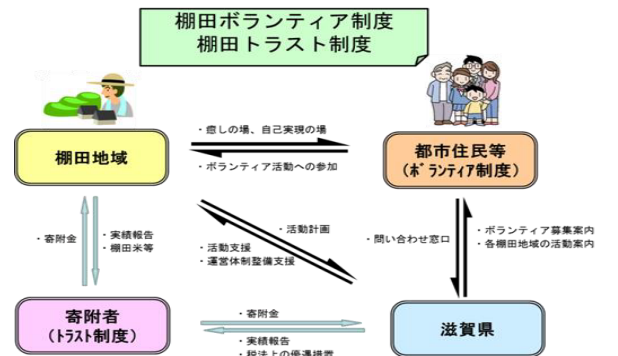
<農村振興課>

棚田は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源かん養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的な機能を発揮しています。しかし、過疎・高齢化や農家の減少、獣害の発生などにより、耕作されない棚田が年々増えて

道路愛護活動の様子(東近江市)

います。このため、地域住民と都市住民等、棚田に関心のある方々の想いを結び付け、棚田地域の活性化に資することを目的として、棚田保全にボランティアで取り組む活動を支援しています。

現在、県内9地区で保全活動が実施されており、多くのボランティアの方の参加がありました。また、平成21年度より「棚田トラスト制度」を導入し、活動を応援して下さる企業や個人などから寄附金を募り、活動組織の安定化に向けた支援を行っています。



●沿道景観の創造

<道路保全課>

道路は、単に人や車が通行するだけでなく生活環境空間としての役割を持ち、美しい景観を構成する重要な要素のひとつです。

特に、うるおいややすらぎを提供する道路の緑化を適切な維持管理のもとで進めていくことが重要です。

本県では、地域住民や企業と協働して植栽などの維持管理に取り組み、道路への愛着心を育みながら、美しい景観づくりを推進しています。



● 歴史的文化遺産

<文化財保護課>

本県は、奈良や京都といった古くからの政治や経済、文化の中心地に近く、また交通の要衝としても重要な地域でした。そのため寺院・神社や近代建築等の建造物、仏像や絵画等の美術工芸品、民具や祭礼等の民俗文化財、遺跡や庭園等の史跡名勝天然記念物、文化的景観などの優れた文化財が数多く残されています。



県指定有形文化財
沙沙貴神社透塼
保存修理工事現場公開

本県では、「滋賀県文化財保護条例」に基づき、これらの文化財調査・指定（選択）・保存修理・公開・教育普及などに取り組んでいます。

◆ 県指定（選定）文化財の件数（令和2年8月現在）

433件

◆ 登録有形文化財の件数（令和2年4月現在）

438件

● ふるさと文化財の森

<文化財保護課>

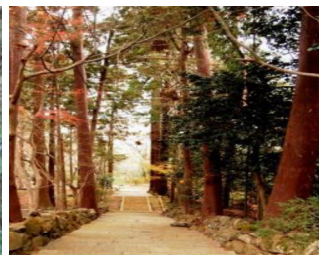
国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには、木材や檜皮、茅、葎、漆などの資材の確保とこれに関する技能者の育成が必要です。文化庁は、修理に必要な資材の供給地および研修地を「ふるさと文化財の森」として平成18年度から設定しています。

本県では、平成31年(2019年)3月20日に東近江市所在の「乾徳禅寺境内林」が県内で34箇所目の「ふるさと文化財の森」として設定されました。檜皮葺屋根の材料供給地としては、「瓦屋禅寺境内林」に次いで2箇所目の設定地となります。今後文化財建造物の保存のために必要な檜皮の安定的な確保とともに、これらの資材に関する普及啓発活動の展開が期待されます。

なお、本県では他にも近江八幡市所在の「西の湖近江八幡葎生産組合葎地」、「西の湖佐々木土地葎地」の2地区が葎葺屋根の材料供給地として設定されています。



檜皮採取の様子



乾徳禅寺境内林